平成27年(2015年)

毎月1日・15日発行

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042·470·7777(代) ホームページhttp://www.city.higashikurume.lg.jp/

で護保険制度の 点をお知らせします

C【基礎年金79万円+給与

⇒ 1割

160万円 給与所得控除後

どのケースも 合計所得金額

160万円

年金収入

79万円

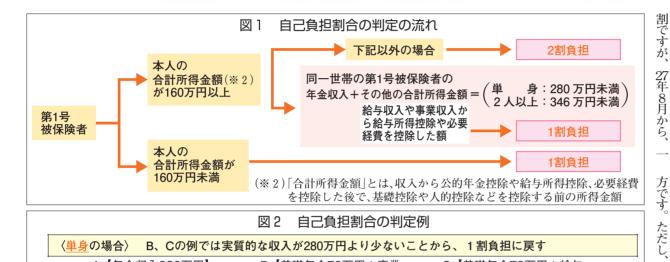
160万円

E【本人の年金収入280万円のみ】

⇒本人1割、配偶者1割

〈雑所得〉

所得160万円=239万円】



B、Cの例では実質的な収入が280万円より少ないことから、1割負担に戻す B【基礎年金79万円+事業

所得160万円=239万円】

Eの例では世帯収入が346万円より少ないことから、1割負担に戻す

⇒ 1割

年金収入 79万円

事業所得

160万円

配偶者1割

D【本人:年金収入280万円+配偶者 基礎年金66万円(平均受給額) 】

本人2割、

〈雑所得〉

160万円

の自己負担が2割に介護サービス利用時一定所得以上の方は 65歳以上((第1号被保険者)

するときの自己負担は原則

年金収入と

「介護保険負担割合証

どのケースも

合計所得金額 160万円

方が、介護サービスを利用

算すると280万円以上) ては、 定以上の所得がある方につ 万円以上 **本人の合計所得金額が160** 自己負担が2割になる方は 自己負担が2割になり (公的年金収入に換 0)

歳以上 その他の合計所得金額の ◎介護保険負担割合証 図2を参照してください まになります 帯の合計が346万円未満の 方が2人以上いる世帯では世 が単身で280万円未満 要介護認定を受けた全ての ※自己負担割合の判定例は (第1号被保険者) 自己負担が1割のま (図1参照) 0

された 方に利用者の負担割合が記載 費として給付されます。 超えた額が高額介護サ 定の上限を超えた場合は、

保険負担割合証の送付は、 上高 日~翌年7月31日です。 1カ月の介護サービスの自 (※1) 有効期間は毎年8月 旬を予定しています 限額 割合の判定および介護

サ を 引 ビ き ス 上 費 げの

更ありません。

の方」以外の方の限度額は変

なお、「現役並み所得者相当

費と食費 の支給要件を変ビス費(負担限度特定入所者介護#

(利用者負担額)

利用を含む) 介護保険施設利用時の居住 (ショー (負担限度 トステイ て、 変 更

により、所得が低い方の保 27年度の介護保険料の見直

保険料の負担を軽減所 得 が 低 い 方 の

険料の軽減割合が大きくなりしにより、所得が低い方の保

配偶者が市民税・都民税非課 税者であること (遺族年金、障害年金)を収 ②預貯金などが単身で10 (世帯分離している) 場合の ③28年8月から非課税年金 加されます。 として算定 万円以下であること 0万円以下、夫婦で200 ①住民票上の世帯が異なる

サ

0 0

新しい総合事業に移行問介護」「通所介護」がうです。

用時に必要になります。

当する方が世帯で3万720 における現役並み所得者に相

É

(月額) 月額

に引き上げられ から4万440

追月設

から支給要件に次の項目が

は21%から22%へ、40歳~64

の負担割合が、66歳以上の方

27年度から介護保険の財源

歳の方は29%から28%へ、そ

れぞれ変更されます。

けられていますが、27年8

応じて自己負担の限度額が

(図3参照)

とともに介護サービス

27年8月

から、

が非課税の世帯)の方は所得

低い世帯(市民税・都民税

介護保険の財源構成を変更

」が発行されます。

費用負担の公平化が図られます。 支援・介護予防の充実や、

ご協力をお願いします。

詳しくは介護福祉課保険係および地域ケア係☎47

介護サービス係☎470・7750

た地域で生活を続けられるように、

制度を維持していくための

介護・医療・生活 高齢者が住み慣れ

制度改正にご理解

今回の介護保険制度の改正では、

利用者負担限度額

97年7日まで

世帯の年金収入

346万円

〈単身の場合〉

〈2人以上の場合〉

配偶者年金

本人年金<mark>収入</mark> 280万円

収入 66万円

年金収入 280万円

A【年金収入280万円】

⇒ 2割

160万円

21+1/13 (
	所得区分	限度額(月額)		
	市民税・都民税課税世帯の方	世帯: 3万7,200円		
	世帯全員が市民税・都民税非課税	世帯: 2万4,600円		
	• 老齢福祉年金受給者			
	• 前年の合計所得金額と課税年金収	個人:1万5,000円		
	入額の合計が80万円以下の方			
	生活保護受給者など	個人: 1万5.000円		

27年8月から

本人年金収入 280万円

所得区分	限度額(月額)
現役並み所得者相当の方(※3)	世帯: 4万4,400円
市民税・都民税課税世帯の方	世帯: 3万7,200円
世帯全員が市民税・都民税非課税	世帯: 2万4,600円
• 老齢福祉年金受給者	
• 前年の合計所得金額と課税年金収	個人:1万5,000円
入額の合計が80万円以下の方	
生活保護受給者など	個人: 1万5,000円

(※3) 同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる場合。ただし、単身世帯で収入が 383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、申請に より「市民税・都民税課税世帯の方」と同様の限度額となります。

《今号の主な内容》 東久留米駅100周年記念展示とライブラリートークを開催します 東久留米駅から公立昭和病院へのバス路線が開通しました 民生委員・児童委員を紹介します 特約保養施設・元気回復施設をご利用ください 27年度軽自動車税の納税通知書を発送します 「ふるさとマップ東久留米の文化財2015」 が完成しました 環境美化マナーアップキャンペーンを実施します <u>6</u> 面 <u>5</u>面 <u>4</u> 面

者人口の割合が約3割と予 測される超高齢社会を念頭 口に占める65歳以上の高齢 る平成37年には、市の総人 の世代の方が75歳以上とな 示しています。また、団塊 の3年間の「市の高齢者に を踏まえ、27年度~29年度 に、中長期的な視点を示す 関する諸施策の方向性」を 同計画は、

0・7818、介護サービ 係および地域ケア係☎47 ジでもご覧いただけます。 5月上旬から市ホームペー ス係☎470・7750へ。 (市役所1階)、市政情報コ 詳しくは介護福祉課保険 同計画書は、介護福祉課 (同2階) のほか、

介護保険事業計画を策定 第6期東久留米市高齢者福祉計画

ものとして策定しています

る多様なサービスを提供しま 法人やボランティアなどによ 防通所介護」のほか、NPO などに移行され、市では29年 要支援1・2の「介護予防訪 は、新しい総合事業の「介護 問介護」「介護予防通所介護」 4月から実施します。 既存の -防・生活支援サービス事業」 介護予防訪問介護」「介護予 介護保険制度の改正により、